

閣 情 第 2 3 0 号
平成 21 年 6 月 8 日

行政文書開示決定通知書

[Redacted]
様

内閣情報官

三谷 秀史

平成 19 年 3 月 6 日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、平成 21 年 5 月 25 日付け閣総企第 25 号により内閣総理大臣が行った裁決にしたがい、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

官邸における情報機能の強化について（案）

2 不開示とした部分とその理由

内閣総理大臣が行った裁決（平成 21 年 5 月 25 日付け閣総企第 25 号）において棄却された部分（別表に掲げる部分以外の部分）。

（理由）

当該棄却された部分については、極めて広範囲に及ぶ政府の関心事項についての情報収集体制の現状に係る具体的かつ機微な内容が記載されており、これを公にすることにより、敵対する勢力からの妨害や対抗妨害措置を容易ならしめ、ひいては内閣情報調査室を始めとする政府全体が行う今後の情報収集に支障を来すおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号に該当する。

さらに、首相官邸ホームページ等において公表されている「官邸における情報機能の強化の基本的な考え方」において、更に検討を進めることとされた事項に関する具体的な内容が記載されており、当該事項については、引き続き検討が行われていることから、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法 5 条 5 号に該当する。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A4判文書 (白黒) 6枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	100円	100円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	60円	60円
	③スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付（PDFファイル）	FD1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	110円	110円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき 100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	160円	160円

(注) FD又はCD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成21年6月9日から平成21年8月10日まで（土・日曜、祝日等行政機関の休日を除く。）

時：10：00から17：00まで（12：00～13：00を除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

複写機により白黒で複写したものの交付の場合、通常郵便物（定型外）50gまで120円

スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付の場合、通常郵便物（定型外）100gまで140円

スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付の場合、通常郵便物（定型外）100gまで140円

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）

別 表

文書名	処分を取り消す部分
官邸における情報機能の強化について（案）	1頁及び6頁のすべて
	2頁の記載内容のうち、枠内記載部分の第1項目に係る本文部分を除く、その余のすべて
	3頁の記載内容のうち、上部枠内記載部分の第2項目の本文2行目13文字目ないし3行目4文字目及び第5項目の本文2行目18文字目ないし28文字目を除く、その余のすべて
	4頁の記載内容のうち、上部枠内記載部分の本文3行目19文字目ないし5行目末尾を除く、その余のすべて
	5頁の記載内容のうち、下部枠内記載部分の本文3行目7文字目ないし12行目末尾を除く、その余のすべて

保存期間	30年・10年・5年・3年・1年
------	------------------

(文書処理上の記事)	文書番号	閣情 第 230 号
	受付	平成 21 年 5 月 25 日
	起案	平成 21 年 6 月 2 日
	決裁・供覧	平成 21 年 6 月 3 日
	施行	平成 21 年 6 月 8 日
	専決番号	別表 —

内閣情報官 

次長 

総務部主幹 

内閣参事官 

内閣事務官

[REDACTED] 起案者

[REDACTED] 氏名 [REDACTED]

()

(件名) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく決定通知について

(問い合わせ)

標記について、別添の内閣総理大臣が行った裁決に従い、別紙(案)のとおり決定し、開示請求者あて通知してよろしいか伺います。

決 裁 要 旨

担当者所属	総務部	氏名		電話
要旨	期限	特にならないが、速やかに		

◎行政文書の開示請求に係る不服申立ての裁決書への対応について（決裁）

○平成21年5月25日に、内閣総理大臣より「情報機能強化検討会議について」等の開示決定（平成19年4月6日・閣情第149号）に係る不服申立てについて別紙のとおり裁決書が交付された。要旨は下記のとおり。

【裁決書要旨】

「官邸における情報機能の強化について（案）」について、原処分で全部不開示とされていたところ、官邸ホームページ等において公表されている文書に記載されている部分については一部開示とし、既に行つた全部不開示決定を取り消す。他方、官邸ホームページに公表されていない部分等、その他の部分は不開示のままでし、申立人の請求を棄却する。

○裁決書の交付を踏まえて、別紙「行政文書開示決定通知書」を不服申立て人に対し送付してよろしいか伺います。また、開示申出がある場合に備え、「官邸における情報機能の強化について（案）」（秘文書）の複製を一部作成し、不開示部分の墨塗り作業を行つてよろしいか伺います。

○本方針については平成21年5月18日の決裁で情報官まで了解済み。

○これまでの経緯及び今後の予定

平成19年3月6日：情報公開請求受付

平成19年4月6日：原処分通知（一部開示決定）

平成19年4月10日：不服申立て

平成20年7月3日：不服申立てに係る理由説明書提出

平成21年4月10日：第1回部会

平成21年4月9日：当室方針に対して、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省、意見なしの旨回答

平成21年4月24日：第2回部会

平成21年4月28日：答申書交付（総務官室経由）

平成21年5月25日：総理大臣より裁決書送付（総務官室経由）

現 在：裁決書に基づき、当室において、情報公開原処分の取り消しを行い、開示申出がある場合の準備をしてよろしいかについて伺い

本 決 裁 後：不服申立て人に、情報公開原処分の取り消し通知
開示申出があった場合：裁決書において認められた箇所を開示した文書の送付等を行う

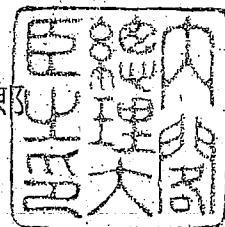
閣 総 企 第 25 号 - 4

平成 21 年 5 月 25 日

内閣情報官 殿

内閣総理大臣

麻 生 太 郎



裁決書の謄本について（送付）

[REDACTED] から平成 19 年 4

月 10 日付けをもって提起された審査請求について裁決したので、行政不服
審査法第 42 条第 4 項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付しま
す。

裁 決

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 内閣情報官

上記審査請求人から平成19年4月10日付けをもって提起された、平成19年4月6日付け閣情第149号により内閣情報官が行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項に基づく一部開示決定処分に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る一部開示決定処分については、不開示とした文書中、別表に掲げる部分について、これを取り消す。

本件請求のその他の部分は、これを棄却する。

不 服 の 要 旨

本件審査請求は、「情報機能強化検討会議」の庶務担当部局が、同会議に関して行政文書ファイルに纏った文書の全て」（以下、「本件対象文書」という。）に関する開示請求に対し、平成19年4月6日付け閣情第149号により内閣情報官が行った一部開示決定処分について、その取消しを求めるというものである。

その理由として、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきことを挙げている。

裁 決 の 理 由

本件対象文書のうち、部分開示された3文書の不開示部分は、いずれも決裁書鑑に記載された内閣情報調査室の起案者の氏名、押印の印影及び内線番号並びに決裁欄に記載された内閣事務官の押印の印影であり、当該不開示部分を公にすることにより、同室が行う調査活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることとなると認められるので、法第5条第6号に該当する。

また、全部不開示とされた文書中、別表に掲げる部分以外の部分については、極めて広範囲に及ぶ政府の関心事項についての情報収集体制の現状に係る具体的かつ機微な内容が記載されており、これを公にすることにより、敵対する勢力からの妨害や対抗措置等を容易ならしめ、ひいては内閣情報調査室を始めとする政府全体が行う今後の情報収集に支障を来すおそれがあると認められるので、法5条6号に該当する。さらに、首相官邸ホームページ等において公表されている「官邸における情報機能の強化の基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)において、更に検討を進めることとされた事項に関する具体的な内容が記載されており、当該事項については引き続き検討が行われていることから、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当する。

以上のような理由から、上記不開示部分について不開示とした処分庁の決定は妥当である。

一方、当該文書中、別表に掲げる部分については、その記載内容が、「基本的な考え方」の記載内容と概ね重複しており、法5条5号及び6号のいずれの不開示情報にも該当するとは認められない。よって、原決定は、当該部分については取り消すのが妥当である。

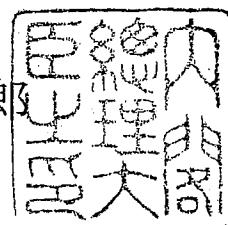
なお、本件審査請求につき、法第18条に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ、本件対象文書につき、その一部を不開示とした決定については、全部不開示とされた文書中別表に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の不開示部分については、不開示としたことは妥当である旨の答申を得た。

よって、主文のとおり裁決する。

平成21年5月25日

内閣総理大臣

麻 生 太 郎



別 表

文書名	処分を取り消す部分
官邸における情報機能の強化について（案）	1頁及び6頁のすべて
	2頁の記載内容のうち、枠内記載部分の第1項目に係る本文部分を除く、その余のすべて
	3頁の記載内容のうち、上部枠内記載部分の第2項目の本文2行目13文字目ないし3行目4文字目及び第5項目の本文2行目18文字目ないし28文字目を除く、その余のすべて
	4頁の記載内容のうち、上部枠内記載部分の本文3行目19文字目ないし5行目末尾を除く、その余のすべて
	5頁の記載内容のうち、下部枠内記載部分の本文3行目7文字目ないし12行目末尾を除く、その余のすべて

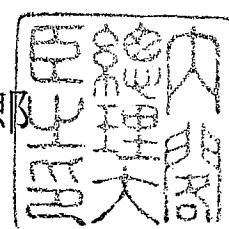
閣 総 企 第 25 号 - 2

この謄本は、原本と相違ないことを認証する。

平成 21 年 5 月 25 日

内閣総理大臣

麻 生 太 郎



官邸における情報機能の強化について（案）

◎ 情報機能の強化

○ 政策との連接

- 「政策」と「情報」の連接はどのように確保されるべきか。

【政策と情報の分離】

- ・ 情報部門は、政策部門の情報関心に基づいて、優先順位及び各情報機関の役割分担等の調整、情報の収集、収集された情報の集約・分析を行い、政策部門に提供する。他方、政策部門は、提供された情報を政策立案及びその実施に活用し、その上で、新たな情報関心を提示する。適正な政策判断を行うためには、収集された情報を政策部門から独立した客観的な視点で評価・分析する別個の部門が必要であることから、官邸における政策部門と情報部門は、官邸首脳の下、別個独立の組織とし、政策と情報の分離を担保する。

【政策と情報の有機的な連接】

- ・ 政策と情報の分離を前提としつつ、官邸首脳の指揮の下、官邸の政策部門からの情報関心が明確かつタイムリーに情報部門に伝えられ、他方、オール・ソース・アナリシス（政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析）によりその価値が最大化された情報が政策部門に提供される仕組みを整備することが必要である。
- ・ そのため、内閣情報会議を官邸の政策部門からの参加も得る形に再編し、同会議において官邸の政策部門の中長期的な情報関心を情報部門に対して提示するとともに、その情報関心に適切に応えるオール・ソース・アナリシスの成果を報告することとする。
- ・ また、内閣情報官は、官邸首脳への定期的なブリーフィング等の機会を通じ、時々刻々変動する官邸首脳の情報関心の機動的な提示を受け、オール・ソース・アナリシスの成果を官邸首脳に報告し、また官邸の政策部門に提供するとともに、情報コミュニティ内でそれらを共有することにより、「政策」と「情報」の日常的な結節点として機能するものとする。なお、内閣情報官は、官邸首脳の指示を受け、官邸の政策部門の重要会議に出席するものとする。
- ・ 他方、各情報機関から官邸首脳への直接報告のルートも確保し、その際には、各情報機関は、内閣情報官との間で、官邸首脳に情報が適切に提供されることを確保するために必要な連絡を行うものとする。
- ・ なお、政策判断に資する情報が確実に情報部門から政策部門に対して提供されるには、政策と情報の連接に加えて、情報の集約・分析・共有機能の強化（後述）が図られることが決定的に重要である。

秘

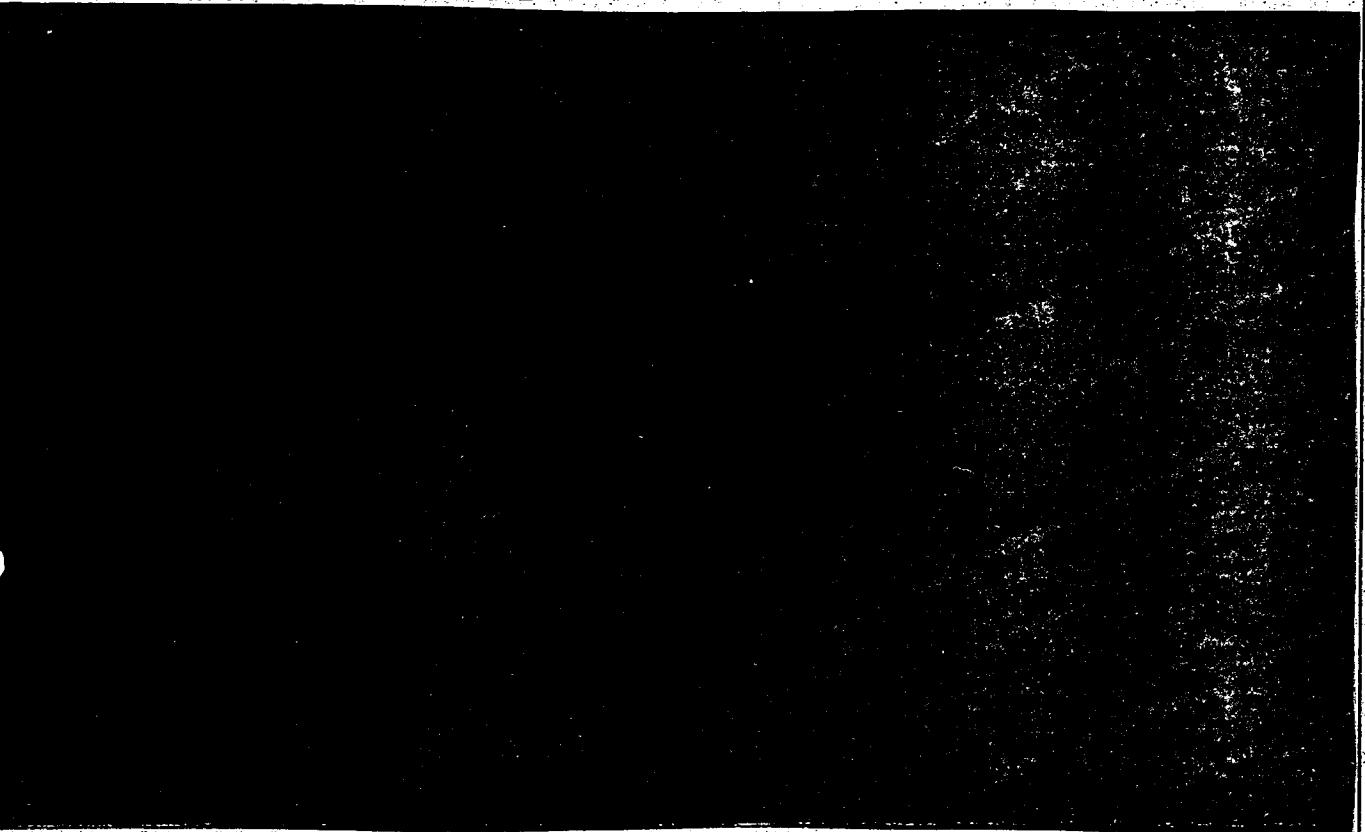
無期限

010-04-07-0070-1

○ 収集手段の強化

- 対外人的情報収集機能の強化のためにはどのような方策を採るべきか。

【対外人情報収集活動の現状】



【対外人情報収集活動の課題】

- ・ 今日の国際的な諸課題のうち、国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。しかし、こうした情報収集の対象国や組織は、閉鎖的で、内部情報の入手が困難であることが多く、そうした情報が不足している状況にある。

【対外人情報収集活動の強化】

- ・ 上記の問題に取り組むため、具体的に不足している情報の検討を踏まえて、より専門的かつ組織的な対外人情報収集の手段、方法及び態勢の在り方を早急に検討し、その実現を図る。

【その他の情報収集機能】

- ・ その他の政府における既存の情報収集手段についても、能力の維持・拡充を図る。

○ 集約・分析・共有機能の強化

- 政府として、適切に情報を集約し、分析を加えることができていいのではないか。オール・ソース・アナリシスの実現の方途如何。

【総論】

- ・ 現在の合同情報会議の機能を発展させ、情報コミュニティの英知を結集する場とし、情報コミュニティは、同会議等において、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心に基づくオール・ソース・アナリシスを行う。内閣情報官は、同会議等を活用して、関係機関から情報を集約するなどオール・ソース・アナリシスに必要な調整を行う。

【情報コミュニティの構成】

- ・ 情報コミュニティのコアメンバーの構成は、現状を維持する。ただし、拡大情報コミュニティを設け、海上保安庁、財務省、経済産業省、[REDACTED]個別の情勢分析の必要性に応じて合同情報会議等への出席を求めるほか、コアメンバーによる情報コミュニティの成果物等についてはニード・トゥ・ノウの原則に従い、拡大情報コミュニティにおいても共有する。

【具体策一 情報の集約】

- ・ 内閣情報官は、合同情報会議等を活用して、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心を伝え、情報コミュニティ内で認識を共有するとともに、それに対応するオール・ソース・アナリシスに必要な情報集約のための優先順位及び各情報機関の役割分担等の調整を行う。
- ・ 情報コミュニティ（拡大情報コミュニティを含む。）メンバーは、合同情報会議等の事務遂行に資するため、各々連絡責任者及び連絡担当官を指名するとともに、連絡担当官を必要に応じ内閣情報調査室に常駐させ、又は派遣するものとする。

【具体策二 情報の分析】

- ・ 合同情報会議等におけるオール・ソース・アナリシスのため、内閣情報調査室に高度の分析能力を有する専門家（内閣情報分析官（仮称））を置いて情報評価書（原案）を作成することとし、これを同会議等に諮ることにより、情報コミュニティ全体の英知を結集した分析内容とする。内閣情報分析官（仮称）については、その高度の専門性を確保するため、長期間の在職が可能となるような処遇とする。

【分析のための情報の共有】

- ・ 情報コミュニティ内の各情報機関における多角的な分析を可能とし、政府全体の分析能力の向上が図られるよう、[REDACTED]合同情報会議等の場を活用するなどして、情報の共有を促進する。
- ・ 日常の情報共有に関しては上記連絡責任者を活用するとともに、別項目で述べるシステムの整備も推進することとする。

○ 集約・分析された結果の共有の在り方如何。

- ・ 情報評価書等のオール・ソース・アナリシスの成果については、官邸首脳及び官邸の政策部門への報告等に併せて、情報コミュニティ内で共有する。

○ 基盤整備

○ 情報機能の基盤整備を行い、情報の共有化を進めるべきではないか。

- ・ 情報コミュニティにおける情報の共有化を進めるため、情報コミュニティ共通のデータベースの整備、秘密情報伝達用のインターネットの拡大整備、ハードウェアの連結等の具体的な措置を検討
- ・ 内閣情報調査室に常駐し、又は派遣される各省庁の連絡担当官が、同室において当該各省庁の端末を使用できるよう基盤整備を推進する。

○ 人材育成のため、情報コミュニティ内で合同研修や積極的な人事交流を実施すべきではないか。

- ・ 情報コミュニティの機能強化・連携に役立つ人材を育成するため、その具体的必要性や方法を十分検討した上で、人事交流や合同研修等を推進する。
- ・ 情報コミュニティ内における上級幹部への登用に当たっては、他の情報機関での勤務経験を考慮する。

◎ 情報の保全の徹底

- 情報保全については政府統一基準を定めることが重要。
- 情報コミュニティにおけるより高度な秘密を保全するための措置が必要ではないか。
- 情報共有促進のためにもセキュリティクリアランスの制度を設け、機微度に応じた取扱いの類型化、取扱職員の明確化を図るべきではないか。

・ 情報の集約・共有及び基盤整備の前提として、セキュリティクリアランス制度を含む政府統一基準を定めるなどの情報保全措置が採られることが重要であり、カウンターインテリジェンス推進会議を立ち上げたところである。同会議において、カウンターインテリジェンス・ポリシーの策定に向け準備を始めており、その中で具体的な検討を行う。

・ 特に、情報コミュニティ内においては、より高度な秘密を保全するための措置が必要であるところ、その秘密の範囲を明らかにし、電磁波漏えい防止、盗聴防止等の物理的な措置を含めて、具体的な措置を検討し、速やかにその実現を図る。

○ 秘密保全に関する法制の在り方如何。

・ 現在の我が国の秘密保護に関する法令は、①個別法によって差異が大きい、②国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑が1年以下とされるなど罰則が軽い、

◎ 今後の予定

- ・ 以上の基本的な考え方を踏まえて本検討会議において更に検討を進め、半年以内を目途に、官邸における情報機能を強化するための具体的な施策を取りまとめ、政府としての意思決定を経て着実に実行に移すこととする。

平成21年 月 日

行政文書の開示の実施方法等申出書

内閣情報官 殿

氏名又は名称 [REDACTED]

住所又は居所 [REDACTED]

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日付 平成21年6月8日
文書番号 閣情第230号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

*	行政文書の名称	種類・量	実施の方法
	官邸における情報機能の強化について（案）	A4・6枚 (全て白黒) 計 6枚	写しの交付 ①全部 ②一部 () スキャナにより電子化し、 FAXに複写したものの 交付。

3 開示の実施を希望する日

FAXに複写したものの
交付。

4 「写しの送付」の希望の有無

[
有
無
]

*開示文書の送付の場合は、定形外郵便用切手（120円分）を同封してください。

*本申出書は、開示対象文書の全ての開示を希望されることを前提に作成しております。開示対象文書の一部の開示を希望される場合は、以下の担当課等へお問い合わせください。

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線83406)

